

浜佐田灘地区要配慮者支援会議
規 約

(略称：浜佐田灘地区見守り愛会)

浜佐田灘地区要配慮者支援会議規約

〔名称〕

第1条 この組織の名称は、浜佐田灘地区要配慮者支援会議（以下「支援会議」という）〔略称浜佐田灘地区見守り愛会〕と称する。

〔目的〕

第2条 この支援会議は、独居高齢者、高齢者のみ世帯、障がいのある方等の要配慮者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう最新情報を共有し、平常時及び災害時における要配慮者の支援体制を構築することを目的とする。

〔事業〕

第3条 支援会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 平常時の活動（要配慮者の最新情報の把握）

- (1) 要配慮者への支援者の選任
- (2) 要配慮者宅への訪問、見守り活動

2 災害時の活動

- (1) 関係機関への要配慮者情報の提供
- (2) 支援者を中心に可能な限りの安否確認
- (3) できる範囲での避難誘導や必要な支援の実施

3 その他支援会議の目的を達成するために必要な事項

〔構成員〕

第4条 支援会議は、浜佐田灘町内会役員、民生児童委員、浜佐田灘福祉部員、浜佐田灘福祉推進員、及び浜佐田灘町内会長が指名した者をもって構成する。

- 2 この支援会議が対象とする世帯数は浜佐田灘町内に住所を置き、かつ同町内会に加入している、または加入していた世帯とする。

〔役員〕

第5条 支援会議に次の役員をおく。

- 1 代表（会長） 1名
- 2 副代表（庶務） 2名

3 会 計（会計） 1 名

4 監査役（監事） 3 名

2 役員は、構成員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任することができる。

〔役員の仕事〕

第 6 条 代表は、支援会議を代表し、会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはその職務をおこなう。

〔役員会〕

第 7 条 役員会は、役員のほか、代表の指名する者によって構成する。

2 役員会は、必要に応じ招集し、運営にあたって必要な事柄について審議し、実施する。

〔経費〕

第 8 条 本会議の運営に要する経費は、市補助金その他の収入をもってこれにあてる。

〔会計年度〕

第 9 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

〔監査〕

第 10 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行い、結果を総会に報告するものとする。

〔その他〕

第 11 条 この規約に定めない事項については、役員会で協議して定める。

付 則

この規約は、平成 2 7 年 9 月 1 日から適用する。